

佐賀市一般廃棄物最終処分場  
施設整備基本構想策定業務  
委託仕様書

令和3年4月

佐賀市

# 第1章 総 則

本仕様書は、佐賀市(以下、「本市」という。)が発注する「佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本構想策定業務」(以下、「本業務」という。)に適用する。

## 1. 業務の目的

本市は、現在供用中の佐賀市一般廃棄物最終処分場について整備を行い、延命化を行う計画を進めている。

本業務は、佐賀市一般廃棄物最終処分場の現状把握(既存資料調査、現地踏査、現地調査)を行い、延命化のための施設整備基本構想を策定することを目的とする。

## 2. 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- 1) 業 務 名 : 佐賀市一般廃棄物最終処分場施設整備基本構想策定業務
- 2) 実 施 場 所 : 佐賀県佐賀市
- 3) 実 施 期 間 : <着 手> 契約締結日  
<完 了> 令和4年3月15日

## 3. 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は次のとおりとする。

なお、業務内容の詳細については「第2章 特記仕様書」による。

- 1) 既往資料調査
- 2) 現地踏査(埋立地及び浸出水処理施設の現況調査)
- 3) 現地調査
- 4) 施設整備基本構想策定
- 5) 検討委員会支援
- 6) 必要な打合せ、説明

## 4. 業務管理

本業務の遂行に当たっては、業務工程表に沿って遅滞なく業務を行うこと。

なお、業務工程に変更が生じた場合は、本市、受注者の協議の上実施すること。

## 5. 主任技術者及び担当技術者

- 1) 本業務の実施に当たり、受注者は主任技術者及び担当技術者を定め、相手方に書面をもって通知するものとする。
- 2) 主任技術者は、一般廃棄物最終処分場の延命化事業計画の実務経験を有するものとし、業務全般にわたって技術的管理を行うものとする。
- 3) 担当技術者は、一般廃棄物最終処分場関連業務に従事した相当の経験を有する者とする。

## 6. 提出書類

本仕様書に基づき本市の指定する期日までに、次に示す書類を提出すること（様式は任意）。

- ① 業務計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ 業務着手届及び完了届
- ⑤ 主任技術者選任届及び経歴書
- ⑥ 担当技術者選任届及び経歴書
- ⑦ その他本市の指示する必要書類

## 7. 成果品(報告書)

- 1) 受注者は業務完了に際し、次の成果品を提出するものとする。  
なお、成果品の作成に当たっては、事前に監督員と協議のうえ作成するものとする。
  - ① 一般最終処分場施設整備基本構想報告書 A4版(カラー) [ 50 ] 部
  - ② リーフレット A4版(カラー) [ 200 ] 部
  - ② 上記計画書を収納した電子データ (PDF形式、ほか) [ 一式 ]
- 2) 成果品(報告書)は、すべて発注者の所有とし、受注者は、本市の承諾を得ないで業務の成果を他に公表、貸与又は使用してはならない。

## 8. 雑 則 等

### 1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、業務の遂行にあたっては、本市の求める基本的な計画内容、範囲を十分に把握した上で、必要かつ十分な業務内容とする。

### 2) 疑 義

受注者は、本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、本市と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うこと。

### 3) 実施方法

業務に先立ち提出する計画書および業務工程表に沿って、遅滞なく業務を遂行すること。  
本市との連絡を密にし、不明な点については適時指示を求めること。

### 4) 完 了

本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。

## 9. 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等を遵守するものとする。

## 10. 機密の保持

本業務の遂行において、知り得た情報・秘密を他人に漏らしてはならない。  
また、中立性を厳守し、本業務の実施に努めなければならない。

## 11. 資料の貸し出し

- 1) 本業務実施のために必要な図書、関係資料等は受注者の要望があれば、本市が受注者に貸与する。
- 2) 受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、本市の承認を受けること。  
また、貸与された資料は業務完了時に全て返却すること。

## 12. 報 告

業務実施期間中、受注者は本市から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告すること。

## 第2章 特記仕様書

具体的な実施内容は以下のとおりとする。

### 1) 既往資料調査

最終処分場の現況について既往資料（施設の概要、運転管理実績等）を調査する。

### 2) 現地踏査（埋立地及び浸出水処理施設の現況調査）

埋立地及び浸出水処理施設の現況調査として、現地踏査を行う。

### 3) 現地調査

現地調査としてボーリング調査、表面波探査、測量調査を行い、延命化計画の基礎資料とする。

#### ①ボーリング調査

ボーリング調査：20m×1孔、86mm、オールコア

現位置調査：標準貫入試験（20回）

現場透水試験：2回

室内土質試験：2試料

地下水観測孔設置：1か所

孔内ガス観測：2検体

保有水位連続観測：1基×6ヶ月

#### ②表面波探査

最終処分場内で表面波探査を行う。

#### ③測量調査

処分場本体を中心とした測量調査を行う。

### 4) 施設整備基本構想策定

上記1)～3)の結果を基に、下記の項目について施設整備基本構想を策定する。

#### ○基本的事項の整理

- ・一般廃棄物処理の現状
  - ・ごみ処理処分
  - ・ごみ処理、処分施設
  - ・最終処分計画
- ・一般廃棄物最終処分場の現状
  - ・埋立地

- ・ 浸出水処理施設
- ・ 一般廃棄物処理計画と一般廃棄物最終処分場の課題検討

○最終処分場の延命化検討

○総合評価

#### 5) 検討委員会支援

本市で設置する施設整備検討委員会（学識経験者 3 名で構成し 3 回程度の開催を予定）について、委員会資料の作成、開催時の事務局支援等を行う。（委員謝金、交通費の負担を含む）